（動産・債権譲渡登記規則の一部改正）

第四条　動産・債権譲渡登記規則（平成十年法務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（副記録）

第四条　登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録に記録した事項と同一の事項を記録する副記録を備えなければならない。

2　登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録によって登記の事務を行うことができないときは、前項の副記録によってこれを行うことができる。この場合において、副記録に記録した事項は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録に記録した事項とみなす。

3　登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録によって登記の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副記録に記録した事項を動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録に記録しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中不動産登記規則第七十七条及び第二百三十一条第六項の改正規定は、平成二十二年七月一日から施行する。

（不動産登記規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令による改正後の不動産登記規則の規定（他の省令において準用する場合を含む。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不動産登記規則により生じた効力を妨げない。

第三条　この省令の施行前にされた登記の申請又は不動産登記規則第十六条第一項の申出については、なお従前の例による。

（船舶登記規則の一部改正）

第四条　船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「、第百九十九条」を削り、同条の表第二百五条第二項の項中「第三項（」の下に「これらの規定を」を加える。

（農業用動産抵当登記規則の一部改正）

第五条　農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「、第百九十九条」を削り、同条の表第二百五条第二項の項中「第三項（」の下に「これらの規定を」を加える。

（夫婦財産契約登記規則の一部改正）

第六条　夫婦財産契約登記規則（平成十七年法務省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「、第百九十九条」を削る。

附則第三条第六項中「識別記号」を「識別番号」に改める。

附則第四条第一項中「第百二十五条第一項」を「第百二十二条第一項」に改める。

（船舶登記規則及び農業用動産抵当登記規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　船舶登記規則及び農業用動産抵当登記規則の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第十六条中「第百九十九条」を削る。

○文部科学省令第十号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号及び第十号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日　　文部科学大臣　川端　達夫

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

別表第一（第二条第一号関係）

経験年数	月額
	円
18年未満	379,300
18年以上19年未満	386,900
19年以上20年未満	393,900
20年以上21年未満	400,400
21年以上22年未満	407,100
22年以上23年未満	412,600
23年以上24年未満	418,300
24年以上25年未満	424,000
25年以上26年未満	428,800
26年以上27年未満	434,200
27年以上28年未満	439,700
28年以上29年未満	445,300
29年以上30年未満	454,400
30年以上31年未満	458,100
31年以上32年未満	463,700
32年以上33年未満	470,500
33年以上34年未満	477,500
34年以上35年未満	483,800
35年以上36年未満	489,000
36年以上	492,900

別表第二（第二条第二号関係）

経験年数	月額
	円
8年未満	274,700
8年以上9年未満	287,000
9年以上10年未満	297,000